

平成 18 年 2 月 13 日

社会保障審議会統計分科会

「生活機能分類」に係る委員会の設置について

1 設置趣旨

「生活機能分類」(ICF)については、「疾病、傷害及び死因の分類」とともに国際連合の指定する統計分類として、位置づけられているものであり、国際的にも重要度の高い統計分類である。本分類の作成に当たっては、世界保健機関(WHO)がICDと同様に改訂作業を進めている状況に鑑み、我が国としても、各分野の実情にあったものとする必要があり、統計分科会において、統計の基本事項として審議を行う。

しかしながら、本分類は広範囲に渡る専門的知識を必要とするため、個別具体的な事項については、委員会を設置し、検討を行う必要がある。

2 審議事項

- (1) 「生活機能分類」の普及を目的とする補助分類の作成
- (2) 「生活機能分類」に係る軽微な変更
- (3) その他「生活機能分類」に係る個別専門的事項

3 当面のスケジュール及び構成

検討の必要が生じた場合に統計分科会長の了解を得て、委員会を設置する。委員会に属する者は、各分野の学識経験者から別途任命された専門委員の中から統計分科会長が指名する。また、統計分科会長は、委員及び臨時委員も指名することができる。

委員会の検討結果は統計分科会に報告するものとする。

社会保障審議会

統計分科会

統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること

生活機能分類専門委員会

生活機能分類に関する個別具体的な事項の検討

医療分科会・・・医療法(昭和23年法律第205号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

福祉分科会・・・児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び昭和22年法律第164号、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第125条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

介護給付費分科会・・・介護保険法(平成9年法律第123号)及び介護保険法施行法(平成9年法律第124号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

医療保険保険料率分科会・・・健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)及び健康保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第77号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。